

◎新潟県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 室谷津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町両郷字大屋敷乙1198番1から	新	8.8～26.9メートル	203.5メートル
同郡同町両郷字野田甲1841番2まで	旧	8.8～25.0メートル	203.5メートル